

社会福祉法人愛の森

役員及び評議員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛の森（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する経費をいう。（旅費、交通費は社会福祉法人愛の森 旅費規程で別にさだめる。）

(役員報酬等)

第3条 役員及び評議員は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務執行理事に対しては、月額15万円の報酬を支払う。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する費用（旅費、交通費を除く）を支給することができる。
- 3 費用の支払いは、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

3 報酬等の支払いは、当月分を、翌月の25日に、本人名義の金融機関口座に振り込むことによって、これを行う。この場合において、支払日が休日に当たる場合はその前日に振り込むものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、令和元年11月25日から施行する。